

敦賀市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学している者並びに市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (7) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活を害することとならないよう、更なる犯罪等及び二次的被害の発生防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を図るものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮等必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について、市民等の理解を深めるよう広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第11条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。